

01-01-04 大田区

用語の定義	
項目	ビルトイン車庫の開口部の防火設備についての取扱い
条文	建築基準法第2条第1項第6号、第61条
建築物の内部に設置する車庫で、以下の①から③を満たすものについては、車庫の外壁面の開口部は延焼のおそれのある開口部に該当しないものとする。	
<p>① 車庫の面積が 50 m<sup>2</sup>を超えないこと</p> <p>② 車庫の内部の壁、天井を外壁・軒裏と同等以上の仕様とすること</p> <p>③ 車庫の内部の壁で、延焼のおそれのある部分の開口部は防火設備とすること</p>	
※なお、車庫の面積が 50 m <sup>2</sup> を超える場合は、東京都建築安全条例第9条の特殊建築物に該当し関連規定が適用される。	
※別図を参照のこと。	
関連通達・資料	東京都建築安全条例 第二章 特殊建築物

令和2年4月27日から適用